

## 介護保険制度について（第4回）

平成27年度より介護保険制度改正により変更される内容が複数あります。今回は要支援1、要支援2の訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）の地域支援事業への移行について説明いたします。

### ○全国一律の予防給付（要支援1、2の方が対象）の一部を市町村が取り組む地域支援事業の中の新しい総合事業への移行について

- ・要支援1、要支援2の予防給付のうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）・通所介護サービス（デイサービス）を地域支援事業に移行し、それ以外のサービス（訪問看護、福祉用具貸与等）については引き続き予防給付によるサービス提供を継続します。

移行時期については、平成29年4月までに実施をすることとなっています。南部町では平成29年4月に移行をする予定ですので、来年度につきましては、今までどおり要支援1、要支援2の方は訪問介護・通所介護を介護保険で利用できます。

※地域支援事業…地域支援事業は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する事業です。

お問合せ 福祉保健課介護保険係 ☎ 64-4836（直通）



世界で一枚の卒業証書を作りました

### 睦合・万沢小学校 合同卒業証書作り

1月14日㈪、睦合・万沢小学校の6年生31名が、身延町在住の和紙職人の宮本重男さんを講師に招き、和紙で卒業証書作りを行いました。この行事は今年で28年目となり睦合小学校恒例行事となっております。今年は交流を目的に、万沢小学校と合同で行いました。原料のみつままたは5年生の時に刈り取り、万沢小は昨年5月に刈り取り、準備をしました。

当日は天気も良く、卒業証書作りのほかに、体育館でレクリエーションを行ったり、給食も一緒に食べたり、交流を図りました。

町内各小学校卒業式は3月20日(金)に行われます。

男性 2名  
女性 9名で11名の方がおられます。  
(1月31日現在)



望月トミエさん

### 100歳お誕生日おめでとう

#### 望月 トミエさん

大正4年1月2日生まれ  
トミエさんは、楮根区町屋で5男6女の10番目として生まれ  
昭和14年12月23日、御堂の望月喜久夫さんと結婚し、3男3女の子供に恵まれました。現在は、慈生園で穏やかに生活しています。  
本当におめでとうございます。

# 軽自動車またはバイクをお持ちの方へ

## 登録内容の変更手続きはお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録のある原動機付自転車、軽自動車、軽二輪車、小型二輪、農耕用トラクターなどの所有者に対して課税される町税です。"主たる定置場"（自宅や事業所など主に車両を置いておく場所）が町内にある方は、軽自動車税は南部町に納めなければなりません。そのため、町内を定置場にしていないのに車検証などの登録住所が違う方は、住所変更等の手続きをする必要があります。

※これに対して自動車税は県税で、普通自動車などの所有者に課税されます。定置場が町内の場合は山梨県に税金を納めなければなりません。

上記以外にも登録の内容が変更した場合の申告は法律で義務付けられていて、手続きをしないと条例で過料を科せられる場合があります。

こんな時は、登録、登録内容の変更、抹消（廃車）手続きをしてください！

- ・買った、譲ってもらったまたは、売った、譲った。
- ・住所や氏名が変わった。
- ・所有者が亡くなった。
- ・壊れて乗れなくなった。
- ・バイクの排気量を変更した。
- ・盗難にあったまたは紛失した。

軽自動車税と自動車税の違い

	年度途中での取得	年度途中での廃車
軽自動車税	当該年度分は課税されません	1年間分の課税/月割の還付なし
自動車税	月割りで課税	月割の還付あり

手続きをおこたると…

- ・該当の車両がないのに税金の通知が来る。
- ・リコールの案内、税金や保険の通知が届かない。
- ・盗難や事故のときに所有者や使用者の確認が遅れる。
- ・悪意のある無申告者には10万円以下の過料が科せられることも。

## 手続きは4月1日までに！

軽自動車税は、車両を売ったり譲ったりした場合でも4月1日現在で登録のある方（注意1）に課税されますので、それまでに名義変更等の手続きをしてください。また、バイク等が壊れて乗れなくなっても手続きを怠りそのままにしておく、翌年度以降も引き続き課税されます。

（注意1）4月1日に廃車等の手続きをした場合は有効です。4月2日以降に手続をした場合はその年度分の税金が課税されます。

## 自賠責保険に入っていますか？

自賠責とは万一の交通事故の際の、基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含む全ての自動車に、加入が法律で義務付けられています。また、原付等の車検のない車両には加入するとステッカーが交付され、これをナンバープレートに貼付することも義務付けられており、加入も含めこれに違反した場合は、法律で罰せられます。

## 車検時納付は絶対ダメ！！

軽自動車税は車検時ではなく、納期限の4月30日（30日が土日祝日の場合は次の平日）までに必ず納付してください。納期限までに納付がない場合は、督促状が送付され、延滞金が課されます。督促しても納付がない場合は、法に基づき滞納処分（差押え）を行います。納期限内の納付をお願いします。

※軽自動車やバイク等の手続は車種によって取り扱う場所が違います。手続内容によって必要書類などもそれぞれ違うので、手続きをするときはまず各機関へお問い合わせください。

原動機付自転車（125cc以下のバイク）、農耕用作業車、他の特殊車両、ミニカー等	南部町役場税務課 TEL 0556-66-3404(直通)
軽三輪、軽四輪	軽自動車検査協会 山梨事務所 笛吹市石和町唐柏792-1 TEL 050-3816-3121
軽二輪（126cc～250cc以下のバイク） 二輪の小型自動車（251cc以上のバイク）	山梨運輸支局 笛吹市石和町唐柏1000-9 TEL 050-5540-2039 ※軽自動車検査協会でも可